

大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分	単位数	学部開設科目	単位数	履修方法	備考
大学が独自に設定する科目	7	教職総合演習	1	自由	学部自由科目
免許状取得に必要な修得単位数	7	学部が開講している単位数	1	—	—

※「養護に関する科目」の修得単位のうち、省令で定める単位を超える分の単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位に充当する。